

知的財産訴訟における専門的処理体制の強化

特許第2委員会
第3小委員会*

抄録 法務省法制審議会の検討結果に基づき平成15年に「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が、知的財産訴訟検討会の検討結果に基づき平成16年の「知的財産高等裁判所設置法」および「裁判所法等の一部を改正する法律」が成立し、特許権等に関する訴えの管轄の集中化、大合議制の導入、専門委員制度の導入、知財高裁の設立、裁判所調査官の権限の拡大・明確化が図られるなど、知的財産訴訟における専門的処理体制の強化が図られてきた。

本稿では、知的財産訴訟における専門的処理体制の強化に関する法改正項目を概説するとともに、内在する問題点を抽出しつつ裁判所への期待を述べるものである。

目次

1. はじめに
2. 我が国における専門的処理体制
 - 2.1 知的財産高等裁判所の設立
 - 2.2 大合議制採用の経緯
 - 2.3 専門委員制度
 - 2.4 裁判所調査官制度
 - 2.5 鑑定制度
3. 各国における専門的処理体制
 - 3.1 米 国
 - 3.2 英 国
 - 3.3 ドイツ
 - 3.4 韓 国
 - 3.5 小 括
4. 更なる専門的処理体制の充実への期待
 - 4.1 迅速・公正な訴訟進行
 - 4.2 知財高裁への期待
 - 4.3 専門委員制度への期待
 - 4.4 裁判所調査官制度への期待
 - 4.5 その他
5. 結 言

1. はじめに

我が国では、知的財産権を保護しその活用を

図ることにより、より優れた技術の創造を促し、これにより生活の質の向上を図り、社会・経済を活性化させ、国際競争力を強化する政策が推進されてきた。まず、平成13年6月に司法制度審議会により、「司法制度改革審議会意見書」が公表され、その中で知的財産訴訟に関して「知的財産関係事件への総合的な対応強化」という項目の中で知的財産権訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標に、①計画審理の推進、証拠収集手続きの拡充など、民事裁判の充実・迅速化に関する方策を採ること、②実質的に特許裁判所として機能させるため、特許権等に関する事件の東京・大阪地裁への専属管轄化などによる裁判所の専門処理体制を一層強化することなどが提言された。また、平成14年7月には、政府内に設置された知的財産戦略会議において「知的財産戦略大綱」が公表され、①特許権等に関する事件の高等裁判所段階での管轄の集中化、②知的財産権裁判の専門的処理体制の強化、③裁判所の人的基盤の拡充、④証

* 2005年度 The Third Subcommittee, The Second Patent Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

拋収集手続きの拡充、⑤損害賠償制度の強化、⑥営業秘密の保護強化などの提言がまとめられた。

これらの各提言の実現のため、法務省法制審議会の検討結果に基づき平成15年に「民事訴訟法等の一部を改正する法律」¹⁾が、知的財産訴訟検討会の検討結果に基づき平成16年に「知的財産高等裁判所設置法」および「裁判所法等の一部を改正する法律」²⁾が成立し、知的財産訴訟についての一層の充実・迅速化が図られてきた³⁾。

知的財産権とは財産的な価値を有する情報であり、侵害に対して極めて脆弱な面を有する財産権である。その保護は、最終的には裁判手続きによって実現されなければならない。しかしながら、知的財産権訴訟においては、事件の内容に専門的な内容が多く含まれるため、知的財産権を的確に保護するためには、裁判所における専門的処理体制の強化が重要な課題となり、法改正により管轄の集中化や専門家参加の拡大などの裁判所の人的基盤拡充が図られた。

特許権等に関する訴え等は、平成16年4月より、地裁では東京地方裁判所（以下、「東京地裁」という。）と大阪地方裁判所（以下、「大阪地裁」という。）が専属管轄を有し、控訴審では東京高等裁判所（以下、「東京高裁」という。）が全国の事件の専属管轄を有することとなり、更には、早期の判断統一を図るべく5人の裁判官による大合議制も導入された。平成17年4月からは知的財産高等裁判所（以下、「知財高裁」という。）が東京高裁の特別の支部として法律により設置され、より迅速かつ専門的な審理を実現し得る体制が整えられてきた。

一方、裁判所の人的基盤の拡充のためには、平成16年4月より、専門訴訟における迅速・的確な審理の実現に向け、裁判所がある特定分野の専門家に訴訟手続きへの関与を求め、当事者の主張等について専門的知見に基づいた説明を

聞くことができる専門委員制度が導入された。また、平成17年4月より裁判所調査官の権限の拡大・明確化が図られ、技術的事項や法律的事項について裁判所調査官が直接に発問したり釈明を求めたりすることができるように法改正がなされている。

本稿においては、裁判所における特許権等に関する訴訟の専門的処理体制強化に関する法律改正を概説するとともに、内在する問題点を抽出しつつ裁判所等への要望を発信するものである。

本稿は、2005年度特許第2委員会の峯崎裕委員長（日産自動車）をはじめ、第3小委員会のメンバーである西山均（アステラス製薬、小委員長）、井上茂（JFEスチール、小委員長補佐）、上村浩之（リコー）、片山博晶（住友化学）、川本英二（テルモ）、菊岡良和（積水化学工業）、岸田要（日立ビルシステム）、興梠昌平（住友金属工業）、多田準也（住友金属鉱山）、田中精一（コベルコ建機）、真藤宏幸（ライオン）、山崎勇生（東芝ライテック）が作成した。

2. 我が国における専門的処理体制

2.1 知的財産高等裁判所の設立

知財高裁の設立にあたっては、司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会や知的財産戦略本部の権利保護基盤の強化に関する専門委員会などでその必要性や在り方（組織、管轄）などについて様々な議論が行われた。その設立についての肯定的な意見としては、裁判の迅速化を図ることができること、判決・判断の統一・予見が可能となること、米国における連邦巡回控訴裁判所（以下、「CAFC」と略す。）のような組織を造るべきであることなどが挙げられた。一方、否定的な意見としては、現在でも迅速化は十分な効果をあげてきていること、判決・判断の統一は本来最高裁判所の役割であること、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

CAFCは特許裁判所ではないことなどが挙げられた。

知財高裁の在り方については、全ての知的財産事件を扱う9番目の独立した高裁とすべきとの意見と、東京高裁の中の法律上独立した高裁とすべきとの意見が対立した。前者の意見としては、国内外に対し、我が国の知的財産保護強化政策（プロパテント政策）をアピールできることなどが挙げられ、後者の意見としては、民事訴訟法改正により東京高裁の専属とすることで9番目の独立した高裁とするのと同等の効果があること、専門的な知見を要しない事件を他の高裁に移送可能となることなどが挙げられた。

このような議論を経て、次の事件を管轄とする知財高裁が東京高裁の特別の支部として設置された（知財高裁設置法2条柱書）。

① 特許権等に対する訴え（特許権事件，実用新案権事件，半導体集積回路の回路配置利用事件，プログラムの著作物についての権利に関する事件）についての地方裁判所の終局判決（民事訴訟法（以下、「民訴法」という。）6条1項各号）に対する控訴事件（民訴法6条3項）であってその審理に専門的な知見を要する訴訟事件（知的財産高等裁判所設置法（以下、「知財高裁設置法」という。）2条1号）。

② 意匠権等に対する訴え（意匠権事件，商標権事件，著作権の権利等に関する事件（プログラムの著作物についての権利に関するものを除く），育成者権事件，不正競争による営業上の利益の侵害に係る事件）についての東京高裁管轄内の各地方裁判所の終局判決（民訴法6条の2第2号）に対する控訴事件であってその審理に専門的な知見を要する訴訟事件（知財高裁設置法2条1号）。

③ 特許庁の審決に関する訴え（特許法178条等）に係る訴訟事件（知財高裁設置法2条2号）。

④ その他主要な争点の審理に知的財産に関する専門的な知見を要する事件（知財高裁設置

法2条3号）。

2.2 大合議制採用の経緯

知的財産訴訟の専属管轄化の議論が行われる背景には、産業界からの「早期の判断統一」の要望があった。これにより判決に対する予見可能性の向上が期待できるためである。こうした要望も受け、民事・人事訴訟検討会などにより議論が進められ、専門的な処理体制の確立、処理能力の向上を図るため、東京高裁（現知財高裁）への特許等に関する訴え等の専属管轄化とともに、5人の裁判官の合議体による審理（大合議制）を導入することが意見として集約されていった。このような議論を経て、東京高裁知的財産部では、第6特別部（平成16年4月1日新設：知的財産大合議部）の部総括裁判官（知的財産部長官代行）が裁判長となり、事件の主任裁判官と他の3ヶ部の部総括裁判官による大合議制が導入され（特許法182条の2）⁴⁾、実際には知財高裁の発足に併せて制度が動き出すこととなった。

知財高裁の大合議制では、平成16年4月1日以降に東京高裁知的財産部若しくは知財高裁に係属した特許・実用新案の審決取消訴訟と特許権等に関する訴えの控訴事件が対象範囲となり、平成18年3月現在では、3件の事件（一太郎事件，パラメータ特許事件，インクカートリッジ事件）が、大合議制により判決がなされている⁵⁾。これらは何れも社会的影響力の大きいと思われる事件，また法解釈の統一を意識したものと思われる，控訴審での信頼性のあるルールを形成するという趣旨に沿うものであるといえる。

知財高裁における大合議部は、裁判部門の4ヶ部の通常部とは別の特別部として位置付けられており、裁判長となる知財高裁所長と、通常部4ヶ部の部総括裁判官（若しくはこれに準じる裁判官）の5人により大合議が構成される。大合議判決にあたっては、先の5人以外の裁判

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

官13人とも意見を交わし、最終的に5人の責任で判決するという運用が行われている⁶⁾。大合議制の円滑な運用により、控訴審である知財高裁判決により一定の安定した判断が行われ、早期の判断統一が期待できるものである。

2.3 専門委員制度

専門訴訟の争点整理において専門家の協力を得る方法としては、釈明処分としての鑑定が存在した。しかし、釈明処分としての鑑定は、証人尋問と同形式で行われる鑑定内容の吟味方法に対する抵抗感から鑑定人の選定が困難であること、証拠調べの規定が適用され機動性に欠けるなどの理由からあまり用いられることはなかった⁷⁾。

鑑定人に比べて選任に困難が無く、専門家の協力を得る方法としては、専門家を調停委員に任命し、事件を調停に付して争点整理を行う方法があった。専門家調停委員が一定の評価を得ていたことも専門委員制度導入の背景の1つと考えられる⁸⁾。

専門的知見を要する事件への対応強化を目的に、平成16年4月から専門委員制度が導入されている。裁判所調査官は常勤の裁判所職員であり制度的に中立性が確保されているのに対し、専門委員は非常勤の裁判所職員であり、専門性を活かしつつ、中立性・透明性を如何に確保するか立法過程において検討がなされた⁹⁾。この結果、以下のことが定められた。

① 専門委員を関与させる場合には、当事者の意見を聴いて、専門委員を指定すること。また、人数は1人以上とすること（民訴法92条の5）。

② 「専門的な知見に基づく説明を聴くために」専門委員を手続きに関与させること（民訴法92条の2）。すなわち専門委員は、証拠を提供するものでもなく、判断を行うものでもないこと。

③ 専門委員の説明は、書面又は期日に口頭で行うこと。（民訴法92条の2）また、当事者に説明について意見を述べる機会を与えること（民事訴訟規則34条の5）。

④ 争点若しくは証拠の整理、証拠調べにおいては、当事者の意見を聴いて、専門委員を手続に関与させること（民訴法92条の2第1項及び92条の2第2項前段）。

⑤ 専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発する場合、和解を試みるに当たり専門委員を手続に関与させる場合には、当事者の同意を得ること（民訴法92条の2第2項後段及び92条の2第3項）。

⑥ 裁判所は、相当と認めるときには、申立てにより又は職権で、専門委員の関与を取り消すことができること（民訴法92条の4）。

⑦ 専門委員の除斥及び忌避ができること（民訴法92条の6）。

平成17年6月現在、知財高裁所属の専門委員は123人（電気15人、機械33人、化学39人、情報通信20人、その他16人）、大阪地裁所属の専門委員は51人（電気8人、機械17人、化学18人、情報通信5人、その他3人）であり、出身母体は、大学教授等の高等教育機関の教職員が約5割、公的研究機関や民間企業の研究員が約3割、弁理士が約2割である⁸⁾。

知財高裁・東京地裁・大阪地裁3庁全体の活用実績としては、平成17年末で、延べ人数150人超、期日延べ回数220回超、事件数90件超となっており、おおむね8割が知財高裁となっている⁶⁾。

2.4 裁判所調査官制度

専門的知見を活用するために、従来から裁判所調査官制度がある。裁判所調査官の権限について、従来は「裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、工業所有権又は租税に関する事件の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る。」（旧裁

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

判所法57条2項)とのみ規定されているだけであったが、「裁判所法等の一部を改正する法律(平成16年6月11日成立,平成17年4月1日施行)」によって,裁判所調査官の権限の拡大及び明確化が図られることになった²⁾。

その結果,裁判所調査官の権限は,工業所有権のみならず,著作権に関する事件や主要な争点につき知的財産権に関する専門的な知見を要する知的財産に関する事件にまで範囲が拡大された。

さらに,知的財産権に関する事件において,裁判所調査官が,裁判長の命を受けて,具体的に以下のことを行うことができるように明確化された(民訴法92条の8)。

① 口頭弁論期日等において,当事者に対して問いを発し,又は立証を促すこと(民訴法92条の8第1号)。

② 証拠調べの期日において,証人,当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発すること(民訴法92条の8第2号)。

③ 和解を試みる期日において,専門的な知見に基づく説明を行うこと(民訴法92条の8第3号)。

④ 裁判官に対し,事件についての意見を述べること(民訴法92条の8第4号)。

⑤ 除斥及び忌避できること(民訴法92条の9)。

裁判所調査官の人員としては,平成17年6月現在,東京地裁に7人,大阪地裁に3人,知財高裁に11人の計21人が配属されており,特許庁審判官等の経験者や弁理士から構成され,機械,電気および化学の3分野に分かれて,知財高裁ではそれぞれの分野に3~4人が所属して事件を担当し,裁判官をサポートしている⁸⁾。

知財高裁の場合,審決取消訴訟については,その全件に裁判所調査官が関与している。侵害訴訟の控訴事件については,地裁判決で技術的争点についての判断が出ているので,地裁での

審理ほど,裁判所調査官が関与することはないようである¹⁰⁾。

裁判所調査官の関与は,裁判所調査官は特定の裁判官を補佐するわけではなく,担当の裁判官全員(合議体)と事件毎に担当する運用となっている。したがって,裁判官と裁判所調査官の組合せは任意で,裁判官も,裁判所調査官も,共に偏らない目で事件を見ることができると思われる。

また,裁判所調査官は同じ部屋で執務しており,他の裁判所調査官から知識を仕入れ,活発な情報交換が行われているようであり,裁判官も,具体的な事件だけでなく,常日ごろから裁判所調査官と情報交換を行い,より広い技術的な知識を習得するように努力しているようである。

なお,従来から,弁論準備手続が終わった段階で,裁判所調査官が報告書又は口頭報告によって裁判官に意見を述べるということは行われており,裁判所調査官の権限が明確化された平成16年の民訴法改正は,これまでの実態が明文化されたものといえる。調査官から裁判官に提出されている報告書の開示については,その是非について知的財産訴訟検討会で議論がなされたが,報告書の開示には至らなかった。

上記の専門委員制度の導入並びに裁判所調査官制度の権限拡大及び明確化の法改正に基づいた主な訴訟手続きにおける裁判官,裁判所調査官および専門委員の役割を整理して表に示す。

2.5 鑑定制度

鑑定制度とは,裁判官の知識,経験を補充するために,学識経験のある鑑定人に意見を求めることによって証拠調べを行う制度である。鑑定人の供述内容は,専門委員の意見とは異なり,裁判の証拠となる。しかし,実際には,上記のように裁判の証拠となることから鑑定内容を吟味する必要があり,鑑定人の証人尋問に対する

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表 主な訴訟手続きにおける裁判官、裁判所調査官および専門委員の役割

訴訟手続きの流れ		裁判官	調査官	専門委員
訴訟提起		○調査官に調査指示	○裁判官の指示より 発明内容等検討	
弁論準備 手続等 〔争点 整理〕	弁論準備 手続期日前		○裁判官に技術説明 ※民訴法92条の8第4号	
	弁論準備 手続期日 第2回目	○調査官に立会い等指示 ○釈明要否、釈明内容を 調査官と打合	○裁判官の求めに応じ 立会い、発問、立証を促す ※民訴法92条の8第1号	
		○発問等により争点明確化 ○当事者意見を聴き、 専門委員の関与決定 ※民訴法92条の2第1項 及び92条の5	○当事者主張の整理のため 技術的事項等に関する 釈明	○書面、または口頭で説明 ※民訴法92条の2第1項
	〈準備期間〉 証拠調べ	○調査官に立会い等を指示 ○釈明要否、釈明内容を 調査官と打合 ○当事者意見を聴き、 専門委員の関与決定 ※民訴法92条の2及び92条の5	○裁判官の求めに応じ 立会い、発問、立証を促す ※民訴法92条の8第2号	○訴訟関係又は証拠調べ の結果を明瞭にするため、 書面、または口頭で説明 ○裁判長許可、当事者同意 により、証人、当事者又は 鑑定人に対し、直接発問 ※民訴法92条の2第2項
弁論準備 手続期日後	○調査官に報告書提出指示 (又は口頭説明指示)	○裁判官の求めに応じ 報告書提出 (又は口頭説明)		
口頭弁論期日		○調査官に立会い等を指示 ○当事者意見を聴き、 専門委員の関与決定	○裁判官の求めに応じ 立会い、発問 ※民訴法92条の8第1号	○書面、または口頭で説明
和解の試み		○調査官に立会い等指示 ○調査官関与形態を 調査官と打合 ○当事者同意を得て、 専門委員の関与決定	○裁判官の求めに応じ 専門的知見に基づく説明 ○裁判官の補佐のため 技術的事項等に関して 説明を要す場合に関与 ※民訴法92条の8第3号	○当事者同意を得て、両当 事者が立会できる和解を 試みる期日において、口 頭で説明 ※民訴法92条の2第3項
合議		○評議 ○評決		
判決		○判決書作成		

※印は各項目の関係条文（民訴法）

抵抗感から、実際にはあまり用いられていなかった。

なお、鑑定人の意見陳述に関しては、平成15年の民訴法改正により、従前の一問一答方式が、鑑定人の人格を傷付けるという理由から、鑑定人に意見を述べさせ、その一環として質問するように変更されている。

3. 各国における専門的処理体制

3.1 米 国

米国での特許権侵害訴訟は、全国約90の連邦地方裁判所（連邦地裁）が管轄し、連邦地裁からの控訴事件及び米国特許商標庁の審決に対する

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る抗告訴訟を、CAFCが管轄する¹¹⁾。

連邦地裁には、裁判官と、これを補佐する常勤職員として、裁判官1人につき2人のロークラークが配置されている。また、CAFCは、12人の裁判官と5人の上席裁判官から構成され、その他に、①ロークラーク、②上席テクニカルアシスタント、③上席スタッフアトニーから構成されている。ロークラークの数は、裁判官1人につき3人である。

連邦地裁では、一般市民である陪審員による陪審裁判に委ねられ、陪審裁判によらない場合も多くの領域について広い知識を有する、いわゆるジェネラリストの裁判官により審理される。CAFCでも、専門性よりジェネラリストであることの重要性が強調され、米国では一般人またはジェネラリストによる判断が重視されている。

CAFCの裁判官は、17人のうち6人が技術系の学位を有しており、また、ロークラークも多様で、幅広い専門分野に関する知識を有している¹²⁾。

米国の特許訴訟における専門的知見の導入は、一般民事訴訟の場合と同様である。米国の民事訴訟では、当事者による専門家の利用はその自由度が大きく裁判所に制限されることはない。裁判所自身が専門的知見を導入する体制としては、①裁判所選任専門家、②テクニカルアドバイザー、③スペシャルマスターがある。

裁判所選任専門家およびスペシャルマスターが認定した事実は判決の基礎とできるが、テクニカルアドバイザーの提供した知見を判決の基礎にはできない。

3. 2 英 国

高等法院の衡平法部の一部門として、英国には特許及び意匠に関する専門的に扱うパテントコートが設けられている。また、簡易迅速な手続きを目的としたパテントカウンティコートが

ある。

パテントコートにおける裁判官（現在5人）は、殆どの者が、技術系出身であって、弁護士として特許訴訟の実務に携わっていたことにより、技術に関する経験を有している。

専門家証人は、裁判所に対して中立義務が課されている。原被告からそれぞれ専門家が申請された場合、裁判所は共同専門家として一人に絞ることもできる。我が国の裁判所調査官に類似したアドバイザーの制度はあるが実際に任命されたことは少ない。

3. 3 ド イ ツ

ドイツには特許の付与・有効性に関する訴訟の第1審を行う連邦特許裁判所がある。

連邦特許裁判所では、法律系構成員（職業裁判官）と技術系構成員（名誉職裁判官）の合議体により審理判断する。法律系構成員はドイツ裁判官法による裁判官職の資格が必須であるが、技術系構成員は①大学の専攻（技術・自然科学）、②試験合格（国家試験、大学最終試験）、③専門職従事（5年間）、④法的知識を条件として採用される。

専門的補助職の制度はなく、専門家を利用する場合は裁判所が鑑定人を任命し、裁判所主導で専門知識の導入を行う。

3. 4 韓 国

従来、審決に対する不服申立が認められていなかったため、1998年に審決取消訴訟を扱う法院として特許法院が設立された。なお、侵害訴訟は、一審が地方法院、控訴審が一般の高等法院、上告審が大法院の管轄となる。

特許法院では、当事者に質問や合議体に意見陳述などができる技術審理官を採用している。当初は、法曹資格のない技術裁判官の導入も検討されたが、この導入は見送られ、その妥協案として採用された経緯がある。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

3. 5 小 括

専門的知見の裁判所への導入は、各国毎の歴史や法制度の相違により様々である。

米国の訴訟においては、専門的知見の裁判所への導入は当事者に責任があることが原則であるが、対立する当事者によって陪審員が誤った方向に誘導されないように、米国でも裁判所自らが専門家を準備できることとなっている。裁判所が専門家を準備できる点において、我が国の専門委員制度と似ているが、専門的知見を要する事件への対応強化を目的としている我が国の専門委員制度とはこの点で相違している。

英国の訴訟においては、専門家の利用は裁判所の許可が必要とされ、専門家は報酬を支払った当事者より裁判所に協力する義務を負う。ドイツの訴訟では、専門的知見の裁判所への導入は鑑定による。職権鑑定が認められ、裁判所が鑑定人を選任することになる。しかし、我が国では多用されている私的鑑定は証拠価値が低く評価されるため一般にはあまり利用されていない。

また、米国・英国では、公判の前に証拠の収集・争点整理が当事者間でなされており、公判の前の手続きを担当する補助裁判官が配置され、公判において弁論及び事実審理が集中的に実施され、和解率が高い点で共通している。

裁判所で当事者を代理する弁護士数も欧米と我が国とでは大きく相違し、米国には我が国と比べ約20倍、英国、ドイツには約10倍いるとされている。

4. 更なる専門的処理体制の充実への期待

4. 1 迅速・公正な訴訟追行

知的財産訴訟にとって、迅速・公正な訴訟追行が求められることは異論のないところであ

る。従来我が国の訴訟は判決までの時間が長いことが指摘されてきたが、最近は大幅に改善されて来ており、諸外国に比べても遜色がなくなっている（平成16年の東京地裁における平均審理期間は13ヵ月程度）。従って、専門的処理体制が充実しつつある状況を活かし、現状の迅速性を維持しつつ公正性に疑問が生じない訴訟追行が期待される。

迅速・公正な訴訟を実現するためには、弁論主義に基づき両当事者が技術に関する主張・立証の責任を十分に果たすことが一義的には重要である。更に、知的財産訴訟における公正な訴訟の実現には、当事者の主張について正しい法律判断を下すことに加え、当事者同士の技術的な主張が対立した場合（例えば、技術範囲の解釈にあたってどのような分析・測定方法を採用すべきか等）には、今次導入された専門的処理体制を活用しつつ当事者の主張を正しく整理し裁判所が適正な判断を下すことが重要である。

以下、そのために期待することを各項目に分けて記す。

4. 2 知財高裁への期待

組織的には東京高裁の特別の支部であり、従来、東京高裁知的財産部で扱ってきた事件をほぼそのまま管轄する。しかし、知財高裁として設立された以上は、これまでの知的財産訴訟や通常の民事訴訟にはない、知的財産訴訟に相応しい判断・運用を積極的に行い、公正な訴訟追行を行うとともに、判例統一や予見可能性の向上に役立つ判決がなされることを期待したい。具体的には、大合議制をうまく運用し判例統一や予見可能性を向上させることや、同一合議体での審決取消訴訟と侵害訴訟とを並行審理する運用により判決の齟齬をなくすことなどが挙げられる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(1) 大合議制の対象となる事件

現在までに大合議で審理された3件は、社会的影響力の大きい事件や法解釈の統一を意識したものと思われる。具体的には①社会的話題性が大きいもの（一太郎事件）、②特許性の判断として重要であるが、新しいテーマで判例が少なく確立されていないもの（パラメータ特許事件）、③判断が他の案件を含めて影響範囲の大きいもの（インカートリッジ事件）が取り上げられているように見える。それ以外にも、④地裁判断と審決の有効性判断が相違した案件、⑤地裁での判断が分かれた（東京地裁と大阪地裁、または同一裁判所の他の合議体）案件などが大合議で取り上げるべき案件と考える。今後の裁判例の中で、大合議で審理する事件の判断基準が明らかにされていくことに期待する。

但し、知財高裁の大合議判決と言えども最終審ではなく、法律上の重要な争点を含む案件については最高裁の判断を仰ぐべきである。近年の均等論（ボールスプライン事件）判決¹³⁾や権利濫用の抗弁（キルビー事件）判決¹⁴⁾等は、知的財産訴訟に非常に大きな影響を与えた最高裁判決といえる。

(2) 判決への反対意見の記載

大合議における判決では、CAFCにおける判決と同様に、個々の裁判官がどんな意見を表明したのか、少なくとも、どのような意見が何対何で表明されたかを記載することに関しても検討の余地がある。当事者にとっては上告の可否の判断、第三者にとっては同種の事件の予見可能性が得られ和解等の早期解決に繋がる可能性があるからである。

(3) 同一合議体での並行審理

無効審決の取消訴訟と侵害訴訟の控訴審で異なった判断となることは理論的には生じ得ることであるが、両当事者は同一と考えられ、整合

した結果となることが当事者の利益とも合致する。知財高裁の篠原所長⁶⁾によれば、同一権利が対象となっている案件では、無効審決の審決取消訴訟と侵害訴訟を同一合議体で並行して審理するように運用しているとのことなので、今後の運用を注目して行きたい。

(4) 知財高裁取り扱い控訴事件

西日本の事件であって意匠権等に関する訴え（民訴法6条の2第2号）は、現行法上、知財高裁で判断を受けることができない。特に、審決取消訴訟と侵害訴訟が並行している案件（例えば、「ひよ子」の立体商標事件¹⁵⁾）等では、知財高裁の同一部での処理が望ましいことから、知財高裁と大阪高裁との競合管轄とする（または、移送する）などして、控訴審は知財高裁でも扱えるように法改正すべきと考える。

4. 3 専門委員制度への期待

知的財産訴訟では両当事者が技術専門家であり、納得性のある訴訟とするためには、一方の当事者の専門性が低い医療、建築関係訴訟とは異なり、両当事者自身が技術に関する主張・攻防を十分に尽くすことが基本となる。知的財産訴訟にも専門委員制度が導入されたが、専門委員は法律の専門家ではないことも想定されるので、その活用方法、訴訟指揮には工夫を要するものと思われる。

(1) 関与

専門性の確保された円滑な訴訟とするためには、専門委員の専門知識を有効に活用した訴訟指揮が重要と思われる。具体的な運用例としては、東京地裁の高部裁判官の著述⁸⁾の『運用モデル』に示されているように、当事者双方から提出された実験結果が異なることについて分析化学の専門家の意見を聞くというような運用などがあり得る。更には、技術の専門家とはいえ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ない裁判官が、訴訟の初期段階では専門委員に説明を受けても理解できない場合もあると思われるので、当事者の主張を受けてある程度事実の整理ができた段階で問題点に関して専門委員の説明を受ける運用が望ましいと思われる。換言すれば、問題点が十分に整理が出来ていない段階で、無効理由の在否や当事者の主張の真偽を問う等、いわば事件全体に専門委員を関与させる運用にするのではなく、技術的な対立点毎に関与させる運用が好ましいと考える。

(2) 指定方法

専門委員の中立性・公平性の確保を目的として、候補者の経歴、論文、および専門分野を当事者に開示することは既に実施されている¹⁶⁾ようであるが、更に当事者が十分に納得できる運用を期待する。例えば、当事者の一方が具体的な根拠を持って反対した場合および適任者がいない場合は無理に専門委員を関与させない運用を望みたい。この場合、両当事者同士が技術専門家であり、更には裁判所調査官の関与も期待できるので専門委員の関与は必須ではないと考えられる。

(3) 複数専門委員の関与

見解の偏りを防止するため、また専門委員が一身に責任を負う精神的な負担を軽減するため、複数の専門委員（特に、学際的な案件の場合は3名以上）を関与させる運用を期待する。現在、知財高裁ではそのような運用としている⁶⁾ようであり、今後定着していくことを望むものである。そのためにも、更に専門委員の登録人数を増やしたり、迅速に候補者を専門委員に任命できる体制の整備を期待する¹⁷⁾。

更には、技術の専門家は必ずしも知的財産法の専門家ではないので、大学教授のような技術の専門家と弁理士を組合せるような運用も期待される。

(4) 専門委員の人材確保

技術は日進月歩であり多岐に亘るので、専門委員の人材を確保しその幅を広げるためには、必ずしも学会で高名な専門家のみならず、技術の最先端で研究している若手専門家も有用と考えられる。従って、候補者の選定にあたっては学会からの推薦のみならず、広範な人材発掘が望まれる。

4. 4 裁判所調査官制度への期待

裁判所調査官は常勤公務員であるので、元々中立性には一定の信頼感があり、知的財産訴訟では長年活用されてきた優れた制度である。裁判所調査官の権限は不明確であるという指摘があったところが、従来の運用の実績を法改正により明文化して、権限が明確化されるとともに、権限の拡大がなされた。専門委員制度の導入と合わせることによって、事件に関わる発明の技術内容やその位置付けなどがより明確となり、裁判の進行を円滑にすることになると思われる。その長所を活かしつつ、更に知的財産訴訟において有効に活用されるべきものと考えられる。

(1) 複数の裁判所調査官の配置

知財高裁においては、現状、裁判所調査官は同じ部屋で執務していて、専門外の事件であっても、他の調査官と活発な情報交換を行っているとの実態もあり¹⁸⁾、情報交換により相乗的に専門的知見の導入が図られている。しかし、より綿密な調査が必要となる学際的な事件については、事件毎に複数の裁判所調査官を組織的に配置できるような体制が望ましいと考える。それによってより細部にわたる調査が可能となり、事件の技術内容のより正確な理解が進むものと考えられる。理想的には、裁判官1名に対して裁判所調査官1名の割合で付けることができる体制（1合議体に3名の裁判所調査官が付く）を目指すことが望ましいと考えられる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2) 裁判所調査官の給源

裁判所調査官の出身母体として、特許庁の審判官のみならず、被疑製品との対比や先使用権の鑑定等の実務経験を有する民間の弁理士の積極的な任命も検討に値する。審判官出身者と弁理士の組合せた合議ができるようになれば、同一事件における多角的な視野での検討が可能になるものと考えられる。

4.5 その他

(1) 技術系裁判官に関するコメント

知的財産訴訟検討会において技術系裁判官の必要性については従来から議論がなされてきた¹⁹⁾。各国の制度の概要については上述したが、我が国においては、充実された専門的処理体制を活かし、法律専門家である裁判官が専門訴訟を適正に指揮していくことを期待する。技術系出身であるなどの技術的背景を有する法律専門家の裁判官が増えることはよりよい方向と思われる。

(2) 法科大学院に関するコメント

法曹人口の増大、多様な背景を有する法曹人の養成等を目的に法科大学院が創設された。平成17年度の法科大学院への入学者は全国で5544名であり、社会人の比率は約38%、法学系以外の学部の出身者は約30%（理科系学部の出身者は7.8%）とある程度の多様化が進行している²⁰⁾。

法曹人口の増加による競争の促進、および多様な背景を有する法曹人口が増加し法曹の裾野が拡大することにより、技術的な観点を含め、専門訴訟にも対応できる弁護士等の活用も可能になるものと考えられ、法科大学院の動向が注目される。

5. 結 言

以上、「知的財産訴訟における専門的処理体制の強化」について、我が国におけるこれまでの経緯と現状について整理し、諸外国の実情に

についても概観した上で、当小委員会で議論した専門的処理体制の強化に関する期待について纏めた。知的財産訴訟のユーザー（当事者）の一見解として、今後の知的財産訴訟の発展に資することになれば幸いである。

なお、本論文は2006年6月現在の状況を基に纏めたもので、変化の激しい時勢の中で、本論文刊行時に状況変化があった場合には、ご容赦頂きたい。

注 記

- 1) 武智克尚, L&T, No.21, pp.63~67 (2003), 小野瀬厚, 畑瑞穂, 武智克尚, NBL, No.768, pp.14~18 (2003), No.769, pp.48~55 (2003), およびNo.771, pp.61~68 (2003)
- 2) 滝口尚良, 坂口智康, L&T, No.24, pp.52~63 (2004), 近藤昌昭, 坂口智康, 小田真治, NBL, No.788, pp.51~61 (2004)
- 3) 飯村敏明, 民事法情報, No.211, pp.14~20 (2004), 定塚誠, NBL, No.765, pp.20~32 (2003)
- 4) 篠原勝美, NBL, No.804, pp.25~35 (2005)
- 5) 「情報処理装置及び情報処理方法」(一太郎事件)平成17年(ネ)第10040号 特許権侵害差止請求控訴事件(終結), 「偏光フィルムの製造法」平成17年(行ケ)第10042号 特許取消決定取消請求事件(終結), 「液体収納容器, 該容器の製造方法, 該容器のパッケージ, 該容器と記録ヘッドとを一体化したインクジェットヘッドカートリッジ及び液体吐出記録装置」平成17年(ネ)第10021号 特許権侵害差止請求控訴事件(終結)
- 6) 篠原勝美「知財高裁」事始め一初年度の回顧と展望(財経産産業調査会主催 講演会資料; 特許ニュース 平成18年3月29日, 清水節 知的財産訴訟における最近の制度改正と裁判所の運用動向 日本知的財産協会主催 研修会資料; 特許ニュース 平成18年4月21日)
- 7) 小野瀬厚, 武智克典, 平成15年改正民事訴訟法(商事法務), 長沢幸男監修 平成15年改正裁判所法等を改正する法律の解説(発明協会)
- 8) 高部真規子, 熊代雅音, 判例タイムズNo.1181, pp.4~19「東京地裁知的財産権部における専門委員制度の活用について」

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 9) 法制審議会民事・人事訴訟法部会議事録 364号)
- 10) 阿部一正, 篠原勝美, 大淵哲也, 末吉互, 作田康夫, 平嶋竜太, 塩月秀平, 吉村真幸, ジュリスト, No.1293, pp.11~55 (2005)
- 11) 松田一弘, 「特許訴訟における技術的争点への各国裁判所の対応」, 特許研究, No.40, 2005/9
- 12) 大淵哲也, 杉山悦子, 茶園成樹, 菱田雄郷, 平嶋竜太, 「知的財産訴訟制度の国際比較 制度と運用について」, 別冊NBL, No.81, 株式会社商事法務
- 13) 最三小判平成10年2月24日判決 (平成6年(オ)1083号)
- 14) 最三小判平成12年4月11日判決 (平成10年(オ)1083号)
- 15) http://www.jpaa.or.jp/appeal/opinion_20050817.html
- 16) 廣瀬隆行, パテント, vol.58, No.5, pp.40~45 (2005)
- 17) 例えば, 大阪地方裁判所専門訴訟事件研究会判例タイムズ No.1190 (2005.12.10) pp.8~13
- 18) ジュリスト, No.1293, 2005.7.1
- 19) 例えば, 知的財産訴訟検討会(第13回)議事概要
- 20) 文部科学省ホームページ:平成17年度法科大学院入学者選抜実施状況の概要

(原稿受領日 2006年5月10日)

